

熊本県歯科医師国保組合

国保だより

Vol. 5

平成25年1月31日発行

特定保健指導をご利用ください

県歯会主催の健康診断を受診された方(40歳～74歳)で、保健指導が必要と判定された方には順次、特定保健指導についてのお知らせを送付しております。

特定保健指導とは、生活習慣病に進行しないために運動や食事を中心とした生活改善の支援をすることで、階層化により「動機付け支援(メタボリックシンドローム予備群)」と「積極的支援(メタボリックシンドローム該当の方)」に分かれます。

少しのコツで効果がある特定保健指導をぜひご活用ください。



メタボリックシンドロームってなに？

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態を、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)といいます。

内臓脂肪が過剰にたまっていると、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなってしまいます。しかも、「血糖値がちょっと高め」「血圧がちょっと高め」といった、まだ病気とは診断されない予備群でも、併発することで、動脈硬化が急速に進行します。

メタボリックシンドロームはどうして危険なの？

日本人の三大死因は、がん、心臓病、脳卒中ですが、そのうち心臓病と脳卒中は、動脈硬化が要因となる病気です。メタボリックシンドロームになると、糖尿病、高血圧症、高脂血症の一步手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を急速に招きます。

(厚生労働省HPより)

組合員資格調査について

当組合では、組合員加入資格の確認を行うため、「組合員資格調査」を4月以降に実施いたします。事業主の皆様にはお手数をおかけいたしますが、組合の存続に係わる重要な問題ですので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※当組合の加入要件

- ①熊本県及び福岡県（福岡市、春日市、大野城市、大宰府市、筑紫野市、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市）、佐賀県（鳥栖市、基山町）、鹿児島県（鹿児島市、出水市、薩摩川内市）、大分県（日田市）、宮崎県（五ヶ瀬町）に居住していること
- ②組合員は、熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師（甲種組合員）及び、その医療機関の業務に従事する者（乙種組合員）であること
家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されていること
- ③法人事業所及び常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所では、健康保険適用場外承認を受けていること

平成24年度の補助申請は平成25年3月31日までにお願いします。

各種補助申請は年度内をお願いします。期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助の対象期間】平成24年4月1日～平成25年3月31日

【申請できる期間】平成24年4月1日～平成25年3月31日

※領収証(写)は、対象者本人の氏名と日付が記載されているものを添付してください。

交通事故は国保組合までご連絡を！！

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者から支払ってもらって、それでケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐには損害賠償をしてくれない、という場合などのときには、国保で治療を受けることができます。

しかし、その場合、国保からの給付はあくまでも一時の立て替えとして治療費を出すわけですから、国保を使う場合は必ず歯科医師国保組合へ届け出る必要があります。



こんな時どうなる？

Q 健康診断(県歯科医師会主催)の健診料金の引き落とし通知が届きました。健康診断補助申請をすでに提出していますが、補助金はいつ振り込まれますか。

A 健診料金の引き落としがお済みの方については、3月にお振込み予定となっております。

別紙で、**平成24年度の保険料減額申請**の文書を同封しております。減額基準や申請方法等をよくお読みになり、必要書類をご提出ください。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起こっています。)

保険料は、毎月10日に銀行へ引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動を締め切ります。加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

- ◇ 加入の場合の保険料は
月初めでも月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ 喪失の場合の保険料は
月途中の喪失は前月分までの保険料を徴収します。



国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果たすための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を求められています。

平成 21 年に発覚した全国建設工事業国保組合の無資格加入者問題以降、資格管理の強化が求められていますが、平成 23 年 10 月に会計検査院長から厚生労働大臣に対して、医師、歯科医師及び薬剤師の国保組合の組合員資格に関し意見が表示されています。その結果、厚生労働省より全ての国保組合に対して「同種の事業又は業務に従事する者の判定基準」を策定し、組合員資格の適正な取扱いを行うよう通知がなされています。

また、組合員の被保険者資格の確認については、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で、当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなり、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされていることから、国保組合が法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、平成 25 年 12 月末日までに再確認（調査）を実施し、その結果を県に報告することが求められています。

従って、本組合においても、組合規約の改正および判定基準の策定を行い、組合員資格の適正化を図っていかねばなりません。また、被保険者資格を管理することは保険者としての重要な責務でもあります。組合員の被保険者資格の再調査については、下記の 3 項目を重点項目として実施しますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 組合員の資格取得後の定期的な確認（2、3 年に 1 回以上）

- ・ 組合員は、熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は業務に従事する歯科医師とその医療機関の業務に従事する者で規約第 4 条の地区内に住所を有する者。
- ・ 家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・ 法人または 5 人以上の強制適用事業所における適用除外承認の申請手続き。
- ・ 健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から 5 日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し（受付印があるもの）を提出。

3. 資格喪失の届出（原則 14 日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて提出）

- ・ 歯科医業又は業務に従事しなくなる者。
- ・ 規約第 4 条に規定されている地区外に転居する者。
- ・ 組合員の世帯から外れる者（家族）。

平成 25 年 1 月 31 日

熊本県歯科医師国民健康保険組合